

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第117号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の5号を加える。

- (86) 食品表示法第6条第1項又は第3項による指示に関する事。
- (87) 食品表示法第6条第5項又は第8項による命令に関する事。
- (88) 食品表示法第7条による公表に関する事。
- (89) 食品表示法第8条第1項による報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事。
- (90) 食品表示法第12条第1項又は第2項による申出の受付及び同条第3項による調査に関する事。

第1条第2項中「及び第32号から第34号まで」を「、第32号から第34号まで及び第86号から第90号まで」に改める。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 食品表示法第8条第1項による立入調査、質問及び収去に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)